

*この条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、松山海陸運送株式会社（松山市三津2丁目16-17 愛媛県知事登録旅行業2-23号）（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊の他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができる手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容、条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社募集型企画約款」といいます。）によります。

2. 旅行のお申し込み及び契約の成立

- (1)旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。又、旅行契約は当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合、契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをして頂きます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- (3)申込金（おひとり）

旅行代金	申込金
1万円未満	2,000円
2万円未満	4,000円
3万円未満	6,000円
5万円未満	10,000円
5万円以上	代金の20%

(4)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約申込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。

3. お申し込み条件

- (1)特定お客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、参加をお断りする場合があります。
- (2)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (3)お客様のご都合により別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお引き受けする場合があります。
- (4)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)その他当社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面及び最終旅行日程表

- (1)第2項(1)に定める契約の成立後は、本旅行条件書は契約書面の一部となります。
- (2)当社は、お客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を予め契約書面に記載した場合を除き、選くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、旅行開始日の前日からさかのばって7日目以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることができます。お渡し方法には、郵送を含みます。
- (3)当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)における当該契約書面の本項(2)における当該最終旅行日

旅 行 条 件 書

程表に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのばって14日目にあたる日より前にお支払いただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのばって14日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

6. 旅行代金の適用

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12才以上はおとな代金、満6才以上（航空機利用コースは満3才以上）12才未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認ください。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラスになります。）宿泊費、食事代、観光施設料金及び消費税等諸税。
- (2)添乗員同行コースでは、添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。
上記諸費用はお客様の都合により一部利用されなくても、原則として払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- 前7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。
- (1)超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
- (2)クリーニング代、電報電話料、追加飲料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う料、サービス料
- (3)ご希望者のみ参加されるオプショナルプラン（別途料金の小旅行）の代金
- (4)お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（見学料・食事代・写真代・交通費等）
- (5)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービス提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を取り止めるか、又はお客様にあらかじめ当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由をご説明いたします。

10. 旅行代金の変更

- 旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は致しません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減額分だけ旅行代金を減額いたします。
- (3)第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行なわれているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更いたします。
- (4)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

11. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但しこの場合、交替に要する手数料を頂くことがありますまた契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以

降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

12. お客様による旅行契約の解除

①旅行開始前の解約

- (1)お客様は第13項に定める取消料をお支払いいただくことによりいつでも旅行契約を解除することができます。ただし、変更、取消のお申し出は、当社の営業時間内のみお引き受けいたします。

- (2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- (A)契約内容の重要な変更が行なわれたとき
(B)第10項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき
(C)天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止・官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき
(D)当社がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったとき
(E)当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

②旅行開始後の解約

- (1)お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

- (2)お客様の責に帰さない事由により契約書面に従ったサービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係わる部分をお客様に払い戻しいたします。

13. 取消料（おひとり）

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合は、旅行代金に対しておひとりに付き下記の取消料をいただけます。オプショナルツアーも下記の取消料が別途適用されます。

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのばって		旅行開始後の解除又は開始日	の当日
	21日 前まで	20日～ 11日前 まで		
宿泊を伴う	無料	旅行代金の20%	旅行代金の代金の20%	旅行代金の代金の20%の100%
取消料	旅行代金の20%	旅行代金の代金の30%	旅行代金の代金の40%	旅行代金の50%
日帰り旅行	無料	20%	30%	40%

- (2)お客様のご都合で出発日・コース・宿泊ホテル等を変更される場合にも上記の取消料が適用されます。尚、複数人でのご参加で一部の方が取消の場合は、ご参加のお客様からは部屋利用の変更による差額金をいたたく場合があります。

- (3)旅行に付随する、払い戻し不可チケット（スポーツ観戦券・コンサート入場券等）は、お客様の買取りとなりますので、チケット手配後に旅行の取消をされた場合は、取消日に関係なくチケット代金を実費・取消料としていただけます。

14. 当社による旅行契約の解約

①旅行開始前の解約

- (1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われない場合、当社は旅行契約を解除することができます。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただけます。

- (2)次にあげる場合において、当社は旅行契約を解除することができます。

- (A)当社があらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
(B)お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
(C)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき
(D)お客様の人数がパンフレットなどに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算

- してさかのぼって13日前(日帰りについては3日前)にあたる日より前に旅行中止の通知をいたします。
- (E)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ示した旅行実施条件が成しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
- (F)天災地変、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由によって契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐が極めて大きいとき。
- (3)当社は本項「①の(1)」により旅行契約を解除したときは既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項「①の(2)」により旅行契約を解除したときは既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
- ②旅行開始後の解約
- (1)当社は次にあげる場合において旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
- (A)お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき
- (B)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
- (C)天災地変、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき
- (2)本項「②の(1)」により旅行契約の解除が行なわれたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有效地に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだに受け取っている旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料、違約料その他の費用を差引きいた額をお客様に払い戻しいたします。
- (3)本項「②の(1)の(A)・(C)」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

15. 旅行代金の払戻し

- ①当社は第10項の規定により旅行代金を減額した場合または第12項から第14項までの規定によりお客様若しくは当社が旅行契約を解除した場合において、お客様に対して払い戻しすべき金額が生じた時は、次のとおり払い戻しいたします。
- (1)旅行開始前の募集型企画旅行契約解除による払い戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。
- (2)旅行開始後の募集型企画旅行契約解除及び旅行代金減額分の払い戻しは契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。

16. 旅程管理・添乗員

- ①添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務(以下「旅程管理業務」といいます。)及びその他の当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。尚添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
- ②添乗員が同行しない旅行にあっては、旅程管理業務を行なわない場合があります。この場合、事前にお客様に旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行なって頂きます。
- ③添乗員が同行しない旅行にあっては、悪天候その他の理由によって旅行サービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合、代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行なっていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

- ①当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限ります。
- ②手荷物について生じた本項①の損害については同項の規定にかかるらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったとき(以下「通知期間」といいます。)に限り、1人15万円を限度として賠償いたします。
- ③お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項①、②の責任を負いません。
- (1)天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (2)運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (3)官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅

行日程の変更もしくは旅行の中止

(4)自由行動中の事故 (5)食中毒 (6)盗難

(7)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

18. 特別補償

- ①当社は前項①の当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行契約特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては補償金及び見舞金をお支払いします。
- ②お客様が募集型企画旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、パラグライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロフレーン搭乗、その他これらに類する。危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該旅行が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- ③当社が本項①に基づく補償金支払義務と前項により損害補償金義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・賠償金義務とも履行されたものとします。

19. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

20. 旅程補償

- ①当社は次表左欄に掲げる契約内容(契約書面に記載した旅行契約の内容をいいます。)の重要な変更が生じた場合(ただし、次の(1)～(3)で規定する変更を除きます。)は旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。(または当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。)ただし、当該変更について当社の第17項の①の規定に基く責任が発生するところが明らかになつた場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

(1)次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

(A)旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

(B)戦乱 (C)暴動 (D)官公署の命令

(E)欠航、不通、休業等、運送・宿泊機関のサービス提供の中止

(F)遅延、運送・スケジュールの変更等当初の旅行計画によらない運送サービスの提供

(G)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(2)第12項から第14項までの規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

(3)次表左欄に掲げる契約内容の重大な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は当社は変更補償金を支払いません。

②本項①にかかるらず、当社が1つの募集型企画旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、1つの募集型企画旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。

③当社が本項①の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第17項①の規定に基づく責任が発生するところが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還するべきこととなる変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金の額 = 1件につき下記の率×旅行代金

旅行開始日の前日までにお客様にお客様に通知した場合

旅行開始日以降に通知した場合

当社が変更補償金を支払う変更

1.5 % 3.0 %

①契約書面に記載した旅行開始日又は終了日の変更

1.0 % 2.0 %

②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地の変更

⑥契約書面に記載した運送機関の等級又は設備により低い料金のものの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)

⑦契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更

⑧契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更

⑨契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更

⑩上記の①～⑨に掲げる変更のうち契約書面のツアーやタイトル中に記載があった事項の変更

1.0 %	2.0 %
1.0 %	2.0 %
1.0 %	2.0 %
1.0 %	2.0 %
2.5 %	5.0 %

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注2:④又は⑥に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3:⑦に掲げる変更については、①～⑨の料率を適用せず、⑩の料率を適用します。

21. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金との基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

22. 個人情報のお取扱い

①当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報を、お客様との間の連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社は(1)当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成、に、お客様個人の情報を利用させていただくことがあります。

②当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡に必要最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、備品目録等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために、(利用目的を具体的に記載)これを利用させていただくことがあります。

23. その他の

①お客様が個人的な案内・買いたい物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときはその費用をお客様にご負担いただきます。

②お客様のご便宜を図るために土産物店ご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

③その他の事項については別途お渡しする旅行書面など当社募集型企画旅行契約によります。

旅行企画実施 松山海陸運送株式会社

愛媛県知事登録旅行業第2-23号 愛媛県松山市三津2丁目16番地17